

「茅ヶ崎市景観計画（改定素案）」についての パブリックコメント実施結果

－ご協力ありがとうございました。－

- 1 募集期間 平成30年7月18日（水）～ 平成30年8月17日（金）
- 2 意見の件数 48件
- 3 意見提出者数 3人

4 意見提出者年齢

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数	0人	1人	0人	1人	0人	0人	1人	0人

5 内容別の意見件数

※	項目	件数	※	項目	件数
1	背景に関する意見	3件	11	鉄砲道に関する意見	6件
2	これまでの景観の取組（指定地区）に関する意見	2件	12	保存樹林の制度に関する意見	1件
3	茅ヶ崎らしさに関する意見	2件	13	市内の公園に関する意見	1件
4	ゾーン・ベルト・ポイントに関する意見	3件	14	市内の河川に関する意見	1件
5	景観資源の指定・市民活動の支援についてに関する意見	1件	15	旧相模川橋脚の桜に関する意見	1件
6	自然や歴史を生かしたまちづくりに関する意見	4件	16	南湖の左富士に関する意見	1件
7	市民と協働による景観まちづくりについて	1件	17	パブリックコメントの制度・実施に関する周知に関する意見	7件
8	計画に使用している文言に関する意見	2件	18	その他の意見	8件
9	改定の進め方に関する意見	1件	合 計		48件
10	開発行為に関する意見	3件			

■ = 一部修正を加えた項目

茅ヶ崎市都市部景観みどり課景観担当
0467-82-1111（内線 2331、2332）
e-mail: keikanmidori@city.chigasaki.kanagawa.jp

(意見及び市の考え方)

■背景に関する意見（3件）

(意見1)

「・・・世帯減少や高齢化が進み」とありますが、高齢化は相対的であり、少子化等による結果であると思う。もう少し詳しくかけないでしょうか。

(意見2)

また、「・・・女性の就労拡大・・・」とありますが、それはいつの現象であり、経済状況等（農業水産から工業資本主義化の進行）によるものなのか、正しく書かないと誤った時代批判や、景観づくりにならないか。

(市の考え方)

ご意見のとおり、高齢化が進んでいる要因には、高齢者数の増加に加えて、少子化による影響もあると考えています。ご指摘を踏まえ、世帯減少や高齢化の全国的な現況を、その根拠を加えて、記載内容を修正させていただきました。

女性の就労ですが、平成29年度国土交通白書に記載された「仕事と子育ての両立状況（女性の就業継続）」によれば、第一子出産後に育児休業を利用して就業を継続する妻の割合が過去10年の間に約2倍に上昇するなど女性の働き方が変化しています。

また、本計画の「1-1 はじめに」にも示したとおり、1日の時間の使い方を見ると、15歳以上の男女はともに趣味や交流など3次活動に充てる時間が増加の傾向にあり、男性は仕事・学業の時間が、女性は家事に関わる時間が減少しています。

この要因については、男女共同参画基本法の施行や子育て環境の充実、男性の家事参加など社会的な環境の変化に伴い、男性及び女性の生活スタイルが変化しているものと考えます。

◆修正部分の対照表

修正後	修正前
1-1頁 全国的に人口・世帯減少や、 <u>少子化の影響もあり高齢化が進んでいます。仕事と子育てを両立する割合や男性の育児・家事への参加が増え^{1),2)}、女性の就労に対する意識や環境が変わるなど、人々の生活スタイルも変化しています。</u> 1) 平成29年度 国土交通白書：国土交通省 2) 「平成28年社会生活基本調査」の結果から～男性の育児・家事関連時間～、内閣府男女共同参画局,平成29年10月	1-1頁 全国的に人口・世帯減少や <u>高齢化が進み、女性の就労拡大や男性の家事への参加が進むなど、社会状況の変化とともに、人々の生活スタイルも変化しています。</u>

(意見3)

「・・・平成20年から10年間・・・」とありますが、茅ヶ崎ゴルフ場利用、道の駅、スポーツ公園、新庁舎建設、体験学習施設等があったと思う。

1-2及び1-3に、平成9年に都市景観計画、平成16年に景観法、平成20年に景観計画策定、平成29年に景観審議会とありますが、上記のことはどのように踏まえて策定したのでしょうか。

(市の考え方)

柳島スポーツ公園、市役所本庁舎等の個別の建設事業は、市都市マスタープランをはじめ、本計画等の考え方に基づき、個別計画の策定や具体的な設計を進めております。

設計の段階においては、上位計画等に基づき設計された建築物等のデザインについて、景観まちづくりアドバイザーや景観まちづくり審議会等の意見を聴きながら進めています。本計画改定後も引き続き、本計画の考え方に基づき個別の建設事業を進めてまいります。

■これまでの景観の取組(指定地区)に関する意見(2件)

(意見4)

年度表にある地区指定とありますが、グランドプラン(パブコメ実施)等をどう踏まえているのでしょうか。

(意見5)

茅ヶ崎海岸・漁港周辺特別景観まちづくり地区は、市のグランドプランとの関係を何も記述していないがどうなっているのか。計画はなくなったのか。

グランドプランがあるとしたら後退している様に思えるが、どうなっているのか。浜見平地区も同様。

(市の考え方)

本計画で、茅ヶ崎海岸・漁港周辺及び浜見平地区については、景観拠点に位置付けており、別に両拠点で策定されている「茅ヶ崎海岸グランドプラン」及び「浜見平地区まちづくり計画」は特別景観まちづくり地区の方針に基づき、それぞれの地域の特性に即した景観形成を図ることとしています。なお、茅ヶ崎海岸・漁港周辺及び浜見平地区については、特別景観まちづくり地区のみならず地区計画(茅ヶ崎海岸・漁港周辺はA~D地区)を指定し、個別計画の考え方に即し土地利用の誘導を進めています。

■茅ヶ崎らしさに関する意見(2件)

(意見6)

「茅ヶ崎らしさ」とは、市も抽象的であると認識しつつ、アンケート調査のみで把握しているようですが、アンケートの結果等を踏まえつつ、市民参加で決めたらどうでしょうか。

(市の考え方)

茅ヶ崎らしさについては、アンケート調査のみならず、過去5年以内に本市に転入された方へのヒアリング、市民討議会及び審議会など様々な機会を通じて、市内外の方が感じている茅ヶ崎のイメージや価値・魅力等を把握し、整理したものです。

(意見7)

「茅ヶ崎らしさとは」の中で、小さな街とまちがコンパクトと使い分けておりますがどういう意味ですか。また他市と比べて、茅ヶ崎は小さな街ですか。疑問に思う。またコンパクトとは、「小さくて良くまとまっている」等の意味もあると思う。であるなら、何もすることは特になく、計画にすることはなくなってしまうのか。

(市の考え方)

ご意見のとおり、本市は小さくまとまっているということの意味を込め、小さな街及びコンパクトという表現をさせていただいています。まとまっていることは、様々な場所に長い時間を掛けずに来訪できる環境が整っているということです。全国的にもコンパクトなまちづくりを推進されていますが、上記のような茅ヶ崎の環境は、今後のまちづくりにおいて優位な点であり、その点をさらに強化することで本市の強みを活かした街を実現できると考えています。

■ゾーン・ベルト・ポイントに関する意見（3件）

(意見8)

景観まちづくりとは市民生活、自然、歴史（史跡・祭事）、郷土、民俗文化等すべてを含むなら、ゾーンやベルトだけでなく茅ヶ崎市を総合的に考え、もっと茅ヶ崎市全域を対象にした計画とすべきでは。計画が点や線にならないように計画してもらいたい。

(市の考え方)

景観計画では、景観法8条2項第1号に基づき景観計画に計画対象区域を定めることとされており。本市景観計画については市域全域を対象とし、今後10年間の景観形成のとなる軸となる基本理念や基本目標を設定しております。また、地域ごとの特徴があることから、市域を4つのゾーンに分け、方針を定めています。この基本理念や基本目標を踏まえ、ゾーンごとの方針やベルト、拠点、ポイント及び眺望点の方針を設定し、より各地域の魅力を活かした景観形成を進めることとしております。

(意見9)

旧別荘地の面影を残す文化的景観の継承とありますが、具体的にはどう残すのか。政策を出さないと全てなくなる。近隣市では指定をしていると思う。

(市の考え方)

海岸地域景観ゾーン内にある藤間邸や旧南湖院第一病舎は国の登録有形文化財（建造物）に登録され、現在は氷室邸の登録を進めています。継承するための方策として、これらの歴史的価値のある建造物は文化財として保存するとともに、建造物周辺の景観を損なうことがないように景観重要建造物への指定を目指します。また、みどりの基本計画に基づき、同ゾーンにある別荘地の面影を残す敷地を保存樹林に指定し、その面影を残すみどりも保全するなどの方策を進めています。

今後ですが、保全のために、その価値を体感するための機会が必要と考えます。旧南湖院第一病舎は平成30年度に利活用基本方針を策定しましたが、貴重な資源を利活用し、普段の生活の中で価値を体感していただく機会を創出することを考えています。

(意見10)

海岸地域景観ゾーン内、南西部に南北を繋ぐ左富士通りがあります。西浜高校のあたりに自転車の矢印が整備されたり、浜見平の整備で電線がなくなったりしています。鉄砲道も浜見平のところは電線がなくなると聞きました。

空もすっきりとし、冬の青い空がとても綺麗に見えます。また、歩くのも安全になりました。今後も左富士通りが良い景観になるように整備を進めてください。

(市の考え方)

ご意見のとおり、左富士通りについては、自転車走行環境の整備、電線地中化及び歩道の幅員確保する工事を行っています。

引き続き、浜見平地区については特別景観まちづくり地区の景観形成基準に基づき、建築物等の意匠を誘導します。また、左富士通りについては愛称道路ベルトの方針に基づき、徒歩や自転車で安全に楽しく街を巡れるような空間づくりを進めていきます。

■景観資源の指定・市民活動の支援に関する意見（1件）

(意見11)

景観資源の指定の考え方や市民活動の支援についても、審議会からの意見のみで決めているように書かれていますが、この件に関してもっと市民参加を加味して考えられないでしょうか。

(市の考え方)

平成22年4月に「茅ヶ崎市自治基本条例」が施行された後、平成26年4月には「茅ヶ崎市市民参加条例」が施行され、本計画の改定にあたり、市民討議会、意見交換会及びパブリックコメント等、様々な市民参加の手法を用いて、市民の皆様の意見を伺う機会を設けております。また、景観まちづくり審議会では、公募により市民を審議会の委員へ選任することで、市民目線の意見を取り入れることとしており、これについても市民参加の手法の一つとして位置づけられております。

なお、市民活動への支援については、審議会による期末評価に先立ち、景観まちづくり市民団体に登録されている団体に対し、これまで及び今後の市からの支援のあり方についてヒアリングを行い、景観まちづくりアドバイザー派遣など現行の支援策を活用し、引き続き支援を進めていくことが必要と判断しております。

■自然や歴史を活かしたまちづくりに意見（4件）

(意見12)

「自然と歴史から茅ヶ崎を感じる」とありますが、それは北部丘陵地域景観ゾーンだけでなく、茅ヶ崎市全域を考えてほしい。まして、茅ヶ崎地域（本村、南湖、東海岸等）こそ、もっとそのことを考えるべきでは。

(意見13)

各地域の歴史を生かした街づくりをして欲しい。例えば、茅ヶ崎、鶴嶺、松林、小出等々の名称も含む景観が、当計画でないように思える。

(意見14)

道路についても、東海道すべてを、そして旧大山街道の整備（標示も含む）、旧鉄砲道（新鉄砲道内の旧道も含む）とか。

北部丘陵地域景観ゾーンについては、下寺尾官衙遺跡群など茅ヶ崎の文化の起点となる全国的にも大変貴重な資源がある同ゾーンにあることから「自然と歴史から茅ヶ崎のはじまりを感じる」を景観まちづくりの視点としました。

ご意見のとおり、北部丘陵地域景観ゾーンのみならず他3つゾーンについても、各ゾーンに定めたベルト、拠点、ポイントの一部において、自然環境や歴史等を活かすことを方針に定めております。

また、本市ではご意見のとおり、歴史的な希少性から鶴嶺参道を景観重要公共施設に指定しました。今後は、サーフィンスポット、愛称道路など本市の培ってきた歴史や文化を象徴するものを、景観資源に指定し、保全活用に努めていきます。

(意見15)

茅ヶ崎市にも、下寺尾の遺跡や旧南湖院などの文化財が増えてきていると感じます。文化財の周辺の景観を守りつつ、誇りに思えるようなまちづくりをして欲しい。

(市の考え方)

ご意見にございますとおり、近年、下寺尾官衙遺跡群が国の史跡に指定され、藤間邸や旧南湖院第一病舎については登録有形文化財に登録されるなど、文化財の保存活用に向けた取組を進めています。

本計画においても、同遺跡群や浄見寺周辺を景観ポイントに指定し、周辺の景観を含めた資源の保全活用し、景観形成を図ることを方針として定めています。また、旧南湖院第一病舎については、建造物の公開及び公開庭園との一体的な利活用に取り組む段階で景観重要建造物に指定することを予定しています。今後、(仮称)茅ヶ崎市歴史文化交流館の整備を契機に、民俗資料館(旧和田家・旧三橋家)をはじめ、北部丘陵地域景観ゾーンにある自然や歴史・文化について知り、学び、楽しむことができる方策の検討を進めていきます。

■市民と協働による景観まちづくりについて(1件)

(意見16)

開高健記念館、氷室邸、藤間家等々のように、市民の協力を得て、景観を進められないか。当市は他市に比べて協力者が少ないと思う。現資料館は移転後、売却とか。それでは協力者が増やせないのではないか。

(市の考え方)

ご意見のとおり景観形成にあたっては、市民や事業者の方々の協働により進めることが重要と考えており、前計画から協働による景観まちづくりを進めてきました。

例えば、景観まちづくり市民団体である松風台まちづくり運営委員会では、地域の方々が主体的になり、景観を含め地区のまちづくりを進めており、鉄砲道の街路樹リニューアルでは沿道の住民や店舗の方が植栽樹やベンチの維持管理等をしていただukanなどの活動が見られます。また違反屋外広告物の除却活動は、事業者や市民の方の協力員と協働により行っています。その他、ちがさき丸ごと発見博物館など活動の目的は、景観形成を発端としているものではありませんが、結果的に景観資源を周知・保全するような活動があります。

以上のように具体的な景観施策を進める上で、施策ごとに事業者や市民の方と協働に

より進めているところです。引き続き、市民の方等と協働しながら、景観施策を進めてまいります。

なお、文化資料館については、（仮称）茅ヶ崎市歴史文化交流館が開館し、機能移転後に解体し、用地を売却します。文化資料館は市民の方々と協働により活動を行ってまいりました。その成果は、同交流館に継承し、より多くの市民の来館者の方が利用し、また活動に協力いただけるよう事業を推進してまいります。

■計画に使用している文言に関する意見（2件）

（意見17）

横文字で曖昧にしているのですか。ゾーン、シミュレーション、サイン、ベルト、ポイント、リタイヤ、スポーツ、ブランド、イメージ。アンケート、ヒアリング、イメージのギャップ、オープンテラス、ペDESTリアンデッキなど、第1章1. 1の背景と矛盾しないか。

（意見18）

全ての項目で、市の歴史や現状、市の他の計画を踏まえ、カタカナを少なくし、日本語で分かりやすくしてほしい。そして市民参加を取り入れた計画としてほしい。

（市の考え方）

景観ゾーン、景観ベルト、景観ポイントについては、重要用語の解説をさせていただいています。また、その他の横文字で、意味の定義が必要と思われるものは、該当ページに注釈をいれさせていただいています。

■改定の進め方に関する意見（1件）

（意見19）

景観計画についても、平成30年から10年もの計画ですから、総合計画や市都市マスタープラン等との整合を図るのはもちろんですが、弾力的に考え、当計画を策定しないと意味がないと思う。

（市の考え方）

ご意見にとおり、本計画の1-7頁に示したように総合計画などの関連計画の整合を図りながら改定を進めています。特に本計画と関わりが深い「ちがさき都市マスタープラン」や「茅ヶ崎市みどりの基本計画」とは、本計画の改定で整理した「茅ヶ崎らしさ」や「茅ヶ崎らしさを高めるために」を共有した上で、各計画の将来像、基本理念や基本目標など計画の軸となる部分から、具体的な方針や施策の方向性等を定めています。

さらに改定を進める過程において、上記2計画と連携し市民討議会を実施させていただきました。またそれぞれの計画が行った、アンケートやヒアリングなどの調査結果、地域等との意見交換会及び審議会からのご意見も踏まえ計画を改定しております。

■開発行為に関する意見（3件）

（意見20）

市長は、以前、市民との集会で「開発等では事前協議が大切」と言っていたが、それはどう運用されているのか。

（意見21）

また広い面積（市の条例以上）の開発時には、公園が出来ると思っているのに、公園は設置されず、緑も全てなくなっていることがあります。どう運用されていますか。

（市の考え方）

一定規模以上の開発行為については、「都市計画法」及び「茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例」に基づき、道路、排水施設、公園等の公共施設の設置基準や、緑化等に関する基準を設け、事前に事業者と協議や指導を行い、基準に適合したことを踏まえ、行為の許可を行っています。

ご意見にあります公園については、区域面積3,000平方メートル以上の開発行為等にあつては、公園、緑地又は広場の設置を義務付けています。また公園に限らず、緑化の協議を行い、道路沿道の緑化など街なかにもどりの創出するために、事業者には指導を行っています。

なお景観においても、一定規模以上の建築行為及び開発行為については、緑化の設えや既存樹木の活用など、行為の届出時に協議をしております。また、対象面積が5,000平方メートル以上の開発行為等については、建築や造園などの専門家である景観まちづくりアドバイザーとの協議や、景観まちづくり審議会からの意見を聴きながら、建築や緑化の設え等について協議をしています。

（意見22）

小規模開発でも樹齢100年以上と思われるものが、今年度ありました。近隣市にならない対策をたてられないか。

（市の考え方）

本市では「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」に基づき、幹の周囲が1.5メートル以上など一定の基準を満たした樹木については保存樹木に指定し、土地所有者に保存をしていただいています。

開発行為などの際には、そういった保存樹木については景観法に基づく行為の届出や「茅ヶ崎市土地利用基本条例」に基づき、既存樹木の保存活用を協議しているところですが、土地利用の意向や開発計画の内容によって、やむを得ず樹木の伐採等が行われることがあるのも現状です。

今後も条例等を活用し、自然環境の保全に取り組むとともに自然環境の周知などの土地所有者などの理解を得るための取組を進めてまいります。

■鉄砲道に関する意見（6件）

（意見23）

鉄砲道の街路樹リニューアルもされております。しかし、防災性の向上とか、歩いて楽しい・・・となっております。その機能は果たしているのでしょうか。枝が伸びてきており、歩きや自転車に危険です。また雑草が生え、ごみ置き場、ブロック、鉢が置いてあります。

(意見 24)

(鉄砲道の) 歩道・車道とも街路樹の枝で通行しにくいというか危険なところがあります。整備できないでしょうか。

(意見 25)

ゴミ入れネットボックスが片づけられていないと思われるところがあります。どうなっているのでしょうか。

(意見 26)

植栽区域が雑草でいっぱいのところもあります。また、植栽がなくゴミボックスが置かれているところがあります。

(意見 27)

歩道上、ボックス周辺にブロック等が置かれているところがあります。その他、植栽鉢等が置かれているところがありますが、許可は必要ないでしょうか。

(意見 28)

搬入ブロックが大量に設置してあるところがありますが危険ではと思う。四つ角近くでもあります。四つ角は最近も交通事故があったと思う。

(市の考え方)

鉄砲道の街路樹リニューアルは、その効果を測定するシミュレーションしており、高木に植え替えることで延焼遅延効果を得られることを確認しています。樹木の健康状態や生育状況を鑑み、適切に枝の剪定等の維持管理を行うことで、実際に効果が得られるものと考えています。車両の通行や人の動線に支障となる枝等の剪定については、剪定を実施するとともに除草作業につきましても、適宜、対応してまいります。

また、ネットボックスにつきましては、歩道上に設置する場合には、ボックスを広げたままの状態ですと歩行者や自転車の通行に支障をきたし、事故やケガにつながるおそれ等がありますので、収集が終わりましたら折りたたんで通行の妨げにならないようにするか、別の場所に保管する等の対応を、環境指導員地区会議等を通じて周知し、自治会等に注意を促しております。

なお、乗り入れブロックや植木鉢等個人の所有物を道路に設置することは、許可しておりません。ご指摘のとおり、道路上の違反占用物については危険であるため、撤去していただく必要があります。道路への個人所有物の違反占用が危険であることを知っていただくため、本市では広報紙等にて周知を行うとともに、引き続き、設置者に対して指導を継続してまいります。

今後も鉄砲道が多くの方々に愛される道路になるように、地域の方々のご協力をいただきながら、植栽樹等の維持管理を進めていきます。

■保存樹林に関する意見（1件）

(意見 29)

保存樹林の拡大・普及を実施するようですが、その維持管理はどう考えていますか？

(市の考え方)

市街地に残された樹林の保全を支援する保存樹林制度については、平成30年4月1

日現在、34件を指定しています。同制度では、所有者の義務として、指定を受けた樹木の所有者は樹木を適正に関し管理し、保護育成に努めるものとし、基本的な維持管理は土地所有者が行っておりますが、必要に応じて景観みどり課からも維持管理の指導を行っております。

■市内の公園に関する意見（1件）

（意見30）

茅ヶ崎は、茅の街。その名に由来する景観計画が何もない。例えば、親水公園とか、藤沢市にはあると思う。他市に比べて公園も少ないし、公園内の親水的配慮があまりないように思える。

（市の考え方）

「茅ヶ崎」という地名については、植物の「チガヤ」が地名の由来になったなど、その由来は現在、確証されたものはありませんが様々な地名伝承があります。

近年では、駒寄川（みずき地区）やしろやま公園を代表に、親水性のある空間を施設内に整備しました。また現在、（仮称）茅ヶ崎市歴史文化交流館、中央公園等の整備が進んでいますが、景観協議等を通じて、水辺の生きものや植物を楽しんでもらうために親水空間の整備を予定しています。

その他公共施設の新設又は改修にあたっては、5章にあります施設別の景観形成基準に配慮し、公園、河川及び海岸・漁港の整備にあたり、親水空間を創出することを景観形成基準のひとつとしております。今後も、景観協議等を通じて、公共施設等の整備にあたり、親水性を意識した施設づくりを進めてまいります。

■市内の河川に関する意見（1件）

（意見31）

茅ヶ崎市には海に注ぐ川が一本もありません。近隣市には多数あり。茅ヶ崎市もかつては何本かあったと思う。景観も水害対策（洪水）も含め下水道や河川のあり方も含めて、計画にしたらいいかと思う。

（市の考え方）

下水道及び河川については、茅ヶ崎市下水道整備計画や茅ヶ崎市千ノ川整備実施計画に基づき、具体的な整備を進めているところです。上記計画についても、本計画の上位計画であるちがさき都市マスタープランに基づき、景観や自然環境への配慮しながら整備することとなっております。

本計画では河川について、相模川ベルト及び都市河川ベルトに設定し、方針を定めています。方針の中で、治水整備に加えて、生きものが生息・生育する環境の保全・再生や水辺を楽しめる環境を、河川における景観形成の考え方としています。

■旧相模川橋脚の桜に関する意見（1件）

（意見32）

旧相模川橋脚の桜が伐採されていないか。またかつては桜なしの水田の中の橋脚（橋脚かどうか歴史的には不明）があり、水田等の復活や周辺整備を拡大してほしい。

(市の考え方)

旧相模川橋脚の桜の管理は県衛生研究所がしておりますが、維持管理にあたり桜の状態や史跡の保存管理を考慮し、実施しています。また、ちがさき景観資源に指定することにより、樹形が大きく変わるなど景観を損なうことのないように協議を行っております。

平成13年の保存整備において、最良な形で遺構を保全するため、コンクリート製の筒で橋脚を囲み、湿潤状態を保つ充填材を満たし埋め戻しを行うとともに、市民の方々にも遺構を知っていただくために橋脚の出現時の様子をできるだけ復元するために現在の状態で整備しております。

■南湖の左富士に関する意見（1件）

(意見33)

茅ヶ崎南湖の左富士は、東海道で来るから左に富士山がみえる箇所はここ唯一か。なのに石原橋が入るのは歴史や名称を破壊するものでは。また景観が日々、悪くなっているように思う。

(市の考え方)

左富士については、歌川広重（安藤広重）の五十三次名所図会の藤沢「南湖の松原左富士」と東海道五十三次「吉原左富士」と知られ、現在でいうと、本市及び静岡県富士市にあたります。

鳥井戸橋と石原橋については、前計画においても眺望点や景観ポイントに設定し、景観法の届出に際し、模擬実験を義務付け、その眺望を阻害しないように協議を行っております。その結果、毎年度行っている定点観測にて、眺望が20年度当時と変化がないことを確認し、景観まちづくり審議会による期末評価にてその結果について評価をいただいております。

また、石原橋を含む経緯ですが、平成16年に国土交通省関東地方整備局が「関東の富士見百景」を選定にあたり、茅ヶ崎市からは市民団体の公募により、南湖の左富士を含め4か所が選定されました。市内の中で、国道1号線（東海道）のから見える左富士は、鳥井戸橋と石原橋からであることから、石原橋を含む箇所を茅ヶ崎南湖の左富士と公募し、選定しました。その経緯を受け、本市では平成28年3月にちがさき景観資源へ指定しております。

■パブリックコメントの制度・実施に関する周知について（3件）

(意見34)

広報のパブコメPR記事・掲載方法が変わり、見落とししていたり、また広告（商業等）と間違えたりし、分かりづらいのでは、その他どのような啓発をしているのですか。

(意見35)

また、ネット（ホームページ）に、すぐ市は書いてあるといっても、市民が知らなければ、開かないと思う。

(意見36)

市役所等も、市民はあまり行かないと思うし、行っても気が付かないことが多いと思う。知れるのは担当課・市政情報コーナーのみと思う。

(市の考え方)

パブリックコメント手続は、計画の策定や条例の制定をはじめとした、市の基本的な政策等の決定過程において、市民の皆さまからご意見をいただける重要な市民参加の機会であると認識しています。実施にあたっては市政情報コーナーのほか、市広報紙やホームページ、広報掲示板、公共施設への掲示に加え、市役所内デジタルサイネージの活用等様々な媒体や方法を組み合わせながら周知啓発しているところです。

パブリックコメント手続をはじめとした市民参加の方法の実施にあたっては、案件に応じて組み合わせるなど、参加の機会を幅広く提供することで充実を図るとともに、引き続き積極的な情報提供に努め、周知啓発に取り組んでまいります。

(意見37)

市の職員だって夏休みはあると思う。この猛暑の中で、2件ほぼ一緒に実施し、市は市民のことを考えて実施しているのですか。

(市の考え方)

パブリックコメント手続は、計画の策定や条例の制定をはじめとした、市の基本的な政策等の決定過程において、市民の皆さまからご意見をいただく機会を設定し、寄せられたご意見に対する市の考え方を明らかにするとともに、有益なご意見を考慮しながら政策等を決定していく、市民参加の方法の一つです。

パブリックコメント手続の実施にあたっては、対象とする計画等の論点が多岐にわたる段階で、かつ、市民の皆さまのご意見を反映することが可能な段階を見極めたうえで、もっとも適切な時期を設定することが必要かつ効果的であり、月ごとの実施件数に限度を設けるなど、平準化を図ることは困難であると考えています。そのため、今後とも引き続き、適切なタイミングでパブリックコメント手続を実施してまいりますので、ご理解の程よろしく申し上げます。

(意見38)

当パブコメの説明会は実施しないのですか。当市議会で市より実施する回答がありました。実施しないとパブコメの意味がなくなると思う。啓発の意味も含め、説明会を実施しないと市の信用も減ると思う。

(意見39)

昨年度より市のモニター制度が廃止され、昨年度は応募者1件のもというものがあつた。パブコメ全体を見ても、応募者も非常に減ったと思います。

(市の考え方)

本件につきましては、パブリックコメント実施に先立ち、平成30年6月27日に開催された全員協議会におきまして、ご審議いただき、ご意見をいただきました。パブリックコメントや市議会からのご意見を踏まえた上で、パブリックコメントを実施しています。

また、本件に関する市民の皆様からご意見といただくために、パブリックコメントの実施前後で意見交換会を合計4回(実施前:2回、実施中:2回)させていただいております。

(意見40)

市は、パブコメの概要版も作ると言ってましたが、作らないのですか。

(市の考え方)

パブリックコメント手続を実施する際の資料については、素案や関係資料が相当量に及ぶ場合、概要版を作成するなど、案件に応じて意見を提出しやすい環境づくりに配慮することとしております。それを踏まえ、本件については、市民の方に分かりやすく簡潔に計画内容を伝えるために概要版を作成し、パブリックコメントをさせていただいております。

■その他の意見（8件）

その他8件のご意見をいただきました。